

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)  
 に対する意見と浜田市の考え方  
 (三隅自治区 地区まちづくり推進委員会・自治会 意見交換会)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	併記してある逐条解説は未来永劫残っていくのか。	例規集の中に併記するのは難しいが、途中で逐条解説がなくなるものではない。条例を周知していく時には、わかり易いチラシと逐条解説によって説明していくことを考えている。
2	第 15 条第 2 項 地域協議会の所掌事項に地域協議会は市長に意見を述べることができる」とあるが、これに対して市長がどのように答えるのかが明記されていない。意見をもらった場合は、何らかの回答を返すのは常識。	今回の条例と逐条解説は、検討委員会で作られた内容であり、それを踏まえて、市としての提案を考えていく。その中で、市長がきちんと応えるという明記が必要ではないかということについては、ご意見として承る。
3	自治区廃止の説明会で、「住民自治」という概念を強調していたが、この条例にはその文言がない。「住民自治」は将来を見据えた取組であり、この概念の下に「まちづくり」があると考えている。	<p>自治区制度の後継として条例を掲げるのは本来違うのではという指摘もあった。</p> <p>地域の課題を地域で考える地方自治というものは、自治体などが運営する団体自治、住民の皆さんに取組んでいただく住民自治の二つの仕組みによって支えられている。</p> <p>自治体、地域によってどちらに力を入れて地方自治を進めていくかは特色がある。</p> <p>これまでは、自治区制度ということで、どちらかという団体自治、行政の仕組みの中で支えてこようとしていたことが、これからはまちづくりの課題は行政だけでは解決しないということで、住民自治へアクセルを踏みかえる。このことによって、地方自治の仕組みを守っていこうとしている。</p> <p>地方自治という大きな視点で考えると、自治区制度の後継として、まちづくり条例を定めることで住民自治を進めていくという大きな論点で言うとそういった舵を切ること。</p> <p>「住民自治」という語句がないという点については、住民自らが参画して地方のことを考えるという大きな意味が「協働」であるので、今回は「協働のまちづくり」ということで整理をさせてもらった。</p>

4	<p>地区まちづくり推進委員会（三隅モデル）が議論されているが、県が公民館単位や校区単位での小さな拠点づくりを進めてきた。公民館単位でまちづくりを進めるという県と連動した取り組みをなぜ考えていないのか。</p>	<p>公民館の単位には、エリアにばらつきがあり、特に浜田自治区では広大なエリアを抱えている。今回の条例では、より住民の皆さんに近く、小さなエリアでのまちづくりを応援する仕組みを考えている。公民館が適正な配置になっているかについては、大きな検討課題と捉えており、今後もしっかり議論していきたい。</p>
5	<p>地区まちづくり推進委員会の位置づけについて、最高組織として位置づけられていない。地域協議会の委員の推薦団体において、地区まちづくり推進委員会と他のまちづくり活動団体が横並びなのはどうかと思う。誰がリーダーシップをもってまちづくりを進めていくのかが明確になっていない。</p>	<p>三隅自治区は地区まちづくり推進委員会が町内会や自治会等、地縁の組織で支えられている組織と、思いや志を一緒にするボランティア団体等が一体となって組織されており、これが理想と考える。</p> <p>他のエリアでは、町内会や自治会を代表する組織が地区まちづくり推進委員会を組織し、これと志を同じくする組織が並列でまちづくり活動を行っている実態がある。</p> <p>この条例は、これを一つにするのではなく、この地域の特性をお互いに理解して作られたという経緯がある。現在、地区まちづくり推進委員会の考え方は地域によってばらつきがあり、これを承知した上で、今回のこの条例は、理想に近づけるためのスタートを切りたいということで、ご理解いただきたい。</p>
6	<p>地区まちづくり推進委員会認定要綱、まちづくり総合交付金交付金要綱については不公平感が多い。条例制定後は、これを見直していかないと市民は納得しない。行政としてこれを見直す予定はあるのか。</p>	<p>まちづくり総合交付金交付金要綱については、審査会等を開いて見直しをしている。地区まちづくり推進委員会認定要綱については、浜田自治区のみが100%組織されていないという中、今年も3つの新たな組織もできており、今後も設立に向けて粛々と取り組んでいきたい。</p> <p>認定要綱の見直しについては、どうすれば地区まちづくり推進委員会が設立されやすいかという言う指摘だと思うが、これについては、研究を進める必要があるが、少なくとも地区まちづくり推進委員会の設立については引き続き進めていく。</p>

7	<p>地区まちづくり推進委員会の設立については、制度開始から9年経過している。浜田自治区で設置されていないということは何をしていたのか。行政はどういう指導をして、どういう方向にしようとしていたのか。三隅自治区は先行して取組み、課題を見つけて活動を行っている。</p> <p>10年経過してできなかったものが、これからできるとは思えない。設立していない地域にもまちづくり総合交付金は交付される。また、まちづくり総合交付金は過疎債によって賄っているが、この過疎債が出なくなる可能性があると聞いている。そうなった場合でも、この交付金制度は維持するのか。</p>	<p>地区まちづくり推進委員会ができない理由については、行政が一方的に進めるものではなく、地域の課題も含めて、それぞれの実情があることはご理解いただきたい。</p> <p>何も手立てが無いままにできないということではなく、地域の声を聞きながら、市も入りながら進めているが、結果としてできていないということについては、更に取り組みを強化していきたいと考えている。</p> <p>過疎債がなくなったらどうするかについて、少なくともこの条例の中には、協働のまちづくりを進めていくための人的、財政的支援が明記してある。規模など色々なことはあると思うが、無くなるということではなく、手立てはしていく。</p> <p>一点だけご理解いただきたいのは、まちづくり総合交付金が地区まちづくり推進委員会を組織していない地域に出ているという指摘があった。この制度は、ごみステーションの管理や街路灯の管理など、町内会がこれまでやってきたことを土台として、まちづくりについては上乗せして交付している。よって、地区まちづくり推進委員会が組織されていない地域には必要ないというのは少し異なることを承知いただきたい。</p>
8	<p>第3条 基本理念 答申の表現と比べて、パブリックコメントに出ている表現がきつく感じる。穏やかな表現のほうが相応しい。</p>	<p>表現については、答申後、法令担当部署と協議し、一般的なところで相応しいと考える表現に見直しているが、ご意見を踏まえて検討させていただく。</p>
9	<p>第6条 市の役割 文末が「努めること」努力するような表現になっている。こちらは「しなければならない」という表現が相応しい。</p>	<p>全てが見直しはできないが、ご意見を踏まえて検討する。</p>

10	<p>第 20 条第 3 項 「まちづくり活動団体は、他のまちづくり活動団体と交流及び連携を図り～」とあるが、団体同士が連携、交流を図る際は、誰が音頭を取ってやるのか。この中で音頭をとれるのは地区まちづくり推進委員会ではないかと考えるので、そういった表現に見直しできないか。</p>	<p>ご意見を踏まえて検討する。</p>
11	<p>第 22 条 条例と同時にコミセンも並行して議論しているが、なぜここにコミュニティセンターという表現が出てこないのか。「まちづくりの拠点はコミュニティセンターである」という表現はできないか。</p>	<p>9 月議会での条例承認を受けて、その活動拠点としてコミュニティセンター条例を 12 月議会に提案していくこととしており、時間差がある。名称については 12 月議会のコミュニティセンター条例に正式なものを提案していくよう準備している。</p>
12	<p>この条例を制定後、どのような制度ができるのか。「地域が寂れたら困る」という思いから自治区制度があったが、この条例を読むと、地域が寂れないためには皆さん努力してくださいということしか思い浮かばない。</p> <p>自治区設置条例には「支所機能」があったがこの条例にはない。行政が地域のまちづくりを進めていくうえで最低必要なサポート体制に関する制度がないと、何も担保するものがない。</p>	<p>この条例は理念条例に近いものだが、地域協議会などについては担保する必要があるという検討委員会での意見を踏まえ、条例に規定している。一方、自治区制度の中にあり、この条例に規定していない支所機能については、行政機構の話になるため、その中できちんと規定する。また、地域振興基金に変わる中山間地域の特別枠といった財源的なことについても条例に合せて示していかなければならないと思っている。</p>
13	<p>第 2 条第 2 号 「事業者」への周知どのようにされているのか。また、今後されるのか。</p>	<p>検討委員会には商工会議所や商工会のメンバーに入っただき検討いただいている。今後は商工会議所や商工会への広報、説明会などにより条例の周知を図っていきたい。</p>

14	<p>周知をするにあたり、要綱、規則はどういったスケジュールでまとめるのか。理念条例だけを示されても、まちづくりは従来どおりになるのではないか。</p> <p>条例は、スリムでよいが、交付金や周知の方法についてなど、具体的に示してもらわないとわからない。</p>	<p>条例全体の要綱というものは想定していないが、まちづくり総合交付金などの財源的なことや地区まちづくり推進委員会については、条例を制定したことにより全てがゼロになることはない。中には、既存の制度をそのまま使うこともある。交付金のように見直していくものについては、決まり次第お示しすることになる。要綱や規則は細かいものがあり、全てをここでお示しできないが、皆さんにご理解いただけるような形にしなければならないと思っている。</p>
15	<p>前文 自治区制度の中で色々やってきたと思うが、それでできなかったことが住民自治でできるのか。できるのであれば、「できそうに思えるような内容」となる前文にするべき。</p>	<p>ご意見を踏まえて検討する。</p>
16	<p>職務 コーディネーターが必要に応じてそれぞれの地域へ出かけると記載があるが、日頃は現場に勤務し、必要に応じて本庁での会議などで情報を吸い上げて共有し、レベルアップを図るといった体系が望ましい。</p>	<p>コーディネーターの体系については、限定されたものではないので、場合によっては各支所での活動、場合によっては5人が一つになって特定の地域に入るといったように、様々な方法ができると考えており、実情や地域の要望に応じて対応したい。また、各支所、本庁においてもまちづくりの担当職員がおり、まちづくり活動の支援ができる体制を引き続きとっていきたい。</p>
17	<p>コーディネーターは市の職員なのか、外部から専門的な人材を採用するのか。</p>	<p>外部から専門的な知識、経験を持っている人を新たに任用し、配置したいと考えている。具体的にどういった人を人選するかは決まっていないが、社会教育関係団体からの推薦や島根県中山間地域研究センターからの紹介などを考えている。</p>

18	<p>事務（事業） 三隅自治区は公民館がまちづくり活動の事務局を担っている。浜田自治区で地区まちづくり推進委員会が組織されず、自治会がまちづくりを担っている地域では、公民館が自治会の事務局をすることはない。そうすると、公民館単位で事務量が異なる可能性が出てくるが、そういった点や、事業の規模や内容等によって主事の人数というのは増減するのか。</p>	<p>地域によって公民館の担っている実情が異なるため、一律に新しいセンターが地区まちづくり推進委員会の事務局を担うというのは現実的ではない。ただし、設立できていない地域や、複数ある地域についてもまちづくりを進めるスタッフは必要であり、できていない地域では設立に向けた支援や重点的な取組が必要と思っている。人員配置については、各センターにおいて、業務が大きく異なるため、今後、各センターを個別に訪問し、業務量や事業の実態を把握、整理し、適正な人員配置について整理する必要があると考えている。</p>
19	<p>職員 公民館主事は現在、嘱託職員という立場だと思うが、今後、多くの業務を担って、各公民館で将来の浜田市を担う職員であるため、嘱託職員という処遇はいかなものかと考える。公民館の主事について、処遇の向上が必要になる。</p>	<p>現在の主事については、コミュニティセンター化後も引き続き勤務していただきたい。処遇については、今年度、会計年度職員への移行により期末手当の増額といったことはあったが、現在のところ、コミュニティセンター化による給与の引き上げ等については、具体的に整理できていない。これについては、人事とも協議、調整する必要があると考えており、業務量や資格を踏まえて検討する必要があると思っている。</p>
20	<p>支所の窓口業務が今後、公民館でも実施されるということによいか。</p>	<p>支所は残り、支所が行っている業務もそのまま継続される。については、公民館に住民票の発行をお願いしている所は現状のままであり、特に業務が増えるということはない。</p>
21	<p>この条例（案）は地域協議会で検討されてきたものと考えてよいか。</p>	<p>条例検討委員会では、各自治区の地域協議会の代表が委員として出席していただき検討した。途中経過については、各委員が地域協議会へ報告、意見聴取をした地域もあると伺っている。三隅自治区については、来週、地域協議会へも意見交換に伺う予定となっている。</p>

22	<p>各種団体とはどういった団体を考えているのか。</p>	<p>条例検討委員会の中でも、比較的若い人の意見を取り入れるよう配慮して欲しいとの話があったことから、県大の学生、リハカレの学生、高校生や子育て世代から意見を伺いたいと考えている。</p>
23	<p>三隅自治区は生涯学習推進委員会という組織を兼ねており、公民館の運営審議と合せて行ってきた。公民館の運営推進委員について、これからは「設置することができる」とあるが、運営推進委員の設置目的や役割については、コミセン化になってもしっかりと準備してもらいたい。</p> <p>「コミセン化とは何か」から地域は始まる。設置目的や役割について、職員はしっかりと頭に入れて運営推進委員の選任やまちづくり組織の改変をする必要があると考える。</p>	<p>公民館がコミセン化することによって、社会教育や生涯学習など今まで公民館が担ってきた部分が後退するのではという不安を持っている人もいる。そういったことが無いよう、ご指摘のあった点については改めて示していきたいと考えている。</p>
24	<p>第21条 浜田市においてもNPO法人は数多くある。NPO法人は、地域課題に取り組むという活動をしており、情報提供してもらおうという点について今後も引き続き取り組んでもらいたい。</p>	<p>いただいた提案について、検討させてもらおう。</p>
25	<p>中身について決まっていない部分があるので、早く具体的な内容を決めてもらいたい。</p>	<p>(意見)</p>
26	<p>今のまちづくりで苦境に立たされているひとつに福祉バスがある。台数や運用形態など色々問題がある。こういった点をまちづくりの現場からの声として福祉部局に伝え、社協への業務委託などを含めて整理していただきたいということをおく。</p>	<p>今日の出席者に回答できる者がいないため、意見があったことについて担当部署へ伝えておく。</p>